

# 室戸市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	15,541人	11,319,158千円	372,999千円	1,737,318千円	15.35%	17.47%

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)25年度類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	239人	711,004千円	111,555千円	253,029千円	1,075,588千円	4,500千円	5,703千円

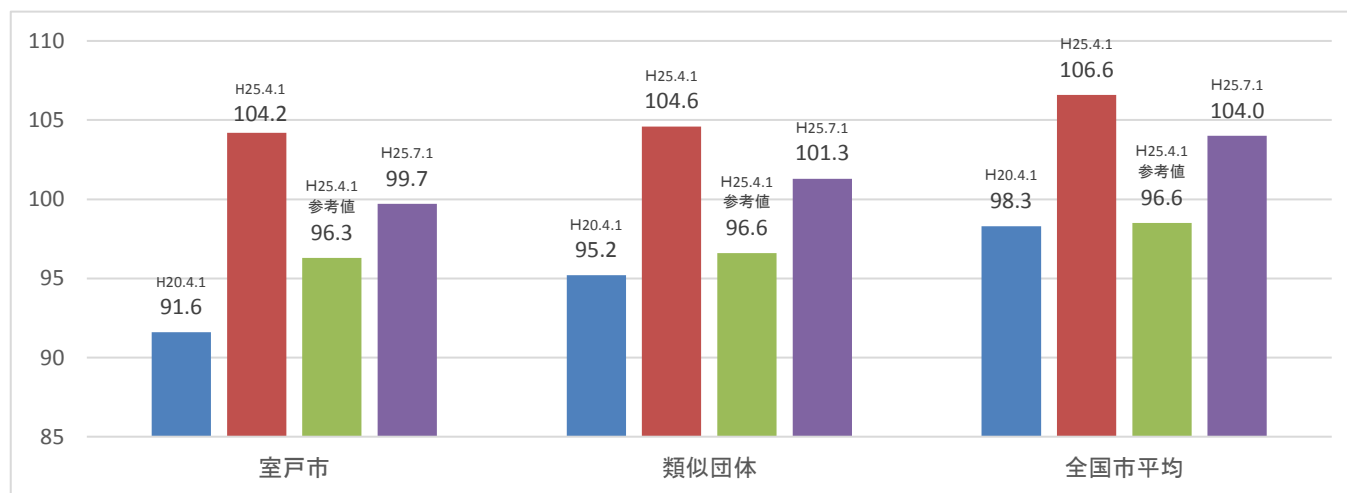
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

### (3) 特記事項

(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	実施 減額実施期間:平成25年7月1日から平成26年3月31日まで
抑制又は削減措置の内容	給料 2級以下の職員: 3%カット 3級以上から6級までの職員: 4%カット ラスパイレス指数 H25.4.1現在: 104.2 参考値: 96.3 減額時点: 99.7

### (4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 室戸市のH25指数は、国の時限的な給与改定特例法による給与削減の影響を加味した場合の数値である。(参考:減額前指数96.6)

## 2 一般行政職給料表の状況(平成26年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,900	186,100	223,200	262,200	289,500	320,900
最高号級の 給料月額	244,000	309,500	356,700	390,400	402,800	424,900

### 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

##### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
室戸市	38.4 歳	285,470 円	316,584 円	297,732 円
高知県	43.4 歳	328,731 円	391,554 円	349,537 円
国 (H26.4.1時点)	43.5 歳	335,000 円	—	408,473 円
類似団体 (H25.4.1時点)	42.8 歳	322,051 円	372,860 円	347,747 円

##### ②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国ベース)
室戸市	47.5 歳	5 人	300,062 円	309,982 円	302,662 円
うち学校給食員	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円
うち保育調理師	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円
高知県	55.3 歳	58 人	327,607 円	354,081 円	339,905 円
国(H26. 4. 1時点)	50.1 歳	— 人	287,992 円	— 円	326,611 円
類似団体(H25. 4. 1時点)	49.3 歳	平均 23 人	309,919 円	334,443 円	322,272 円

区 分	民間			参 考 年収ベース(試算値)の比較		
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	公務員 C	民間 D	C/D
室戸市	—	—	—	—	—	—
うち学校給食員	調理師	43.4 歳	217,200 円	5,136,784 円	2,985,900 円	1.72
うち保育調理師						

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には通勤手当、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 民間データは、総務省から提供されたもので、厚生労働省が公表する賃金構造基本統計調査報告(賃金センサス。10人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象に、常用労働者のうち一般労働者について集計したもの。)のデータを使用している。(平成22年から24年の3ヵ年平均)※本年度については、調査報告が遅れているため昨年度のデータを使用。
- \* 「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいう。
- ① 期間を定めずに雇われている労働者
  - ② 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
  - ③ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者
- \* 「一般労働者」とは、短時間労働者(同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者)以外の労働者をいう。
- 4 民間データの労働者には、正社員だけでなく、いわゆる非正規雇用の労働者も含まれているが、技能労務職のデータは、任期の定めのない正規任用の常勤職員のみであり、臨時・非常勤職員は含んでいない。また、年齢、業務内容、雇用形態等の点において技能労務職の給与データと完全に一致しているものではない。
- 5 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### (2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		室 戸 市	高 知 県	国	
一般行政職	大 学 卒	169,800 円	177,600 円	I 種	185,800 円
				II 種	172,200 円
	高 校 卒	143,700 円	143,700 円		140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成26年4月1日現在)

区 分		経験年数5年以上10年未満	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満
一般行政職	大学卒	210,306 円	281,217 円	303,392 円
	高校卒	193,720 円	240,000 円	274,233 円

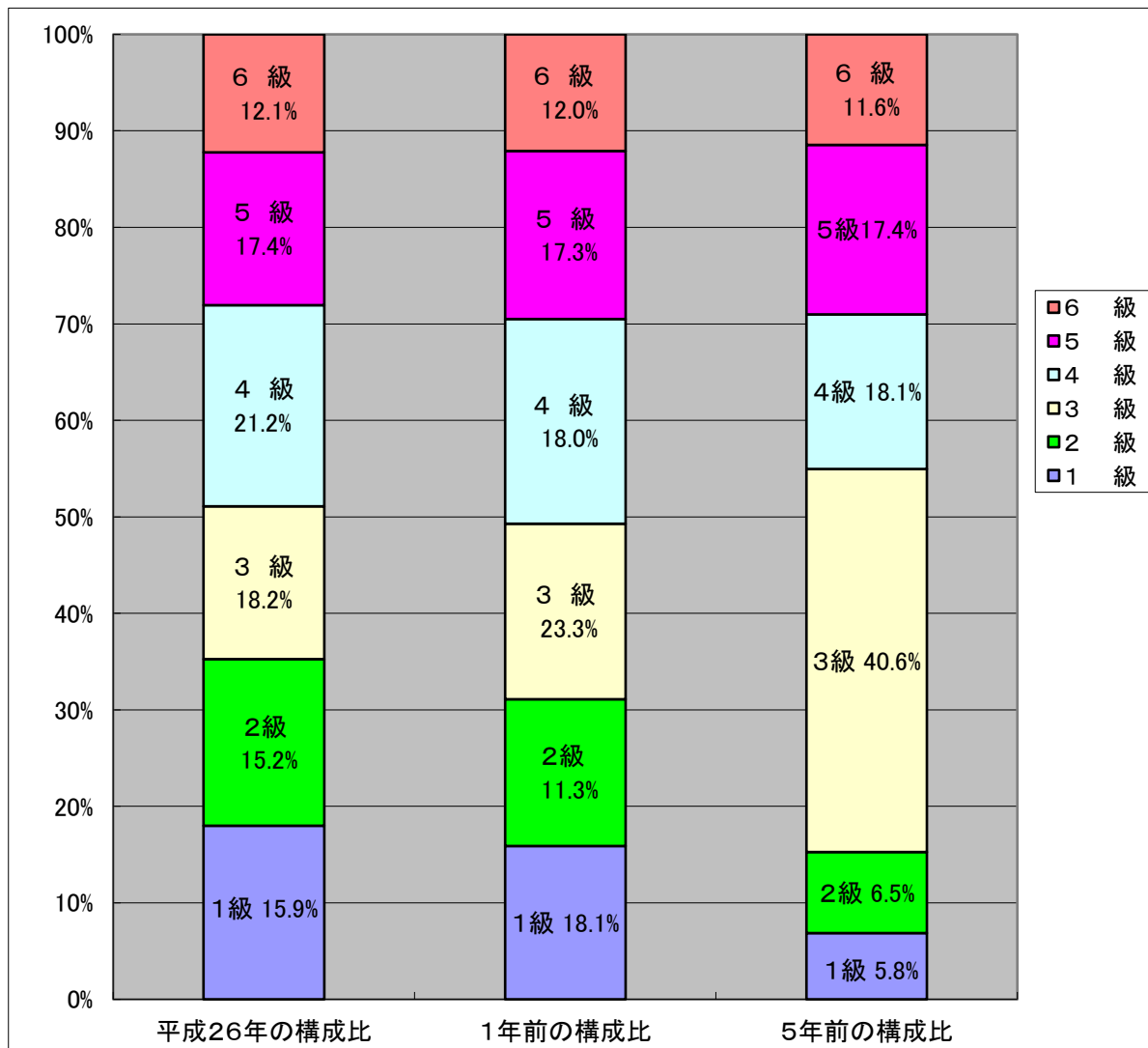
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給与表の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給与月額	最高号給の給与月額
1 級	主事、主事補、技師補	25 人	18.0 %	135,900 円	244,000 円
2 級	主事、技師	24 人	17.3 %	186,100 円	309,500 円
3 級	主任、主幹	22 人	15.8 %	223,200 円	356,700 円
4 級	班長	29 人	20.9 %	262,200 円	390,400 円
5 級	課長補佐	22 人	15.8 %	289,500 円	402,800 円
6 級	課長	17 人	12.2 %	320,900 円	424,900 円

(注) 1 室戸市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の勤務成績については評定を行ってはいるが、その成績に応じた昇給ではなく一律支給としている。

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

室 戸 市		高 知 県		国	
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,185 千円		1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,538 千円		—	
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期 1.225 月分 ( 一 月分 )	0.635 月分 ( 一 月分 )	6月期 1.200 月分 ( 0.64月分 )	0.65 月分 ( 0.325月分 )	6月期 1.225 月分 ( 0.65月分 )	0.675 月分 ( 0.325月分 )
12月期 1.325 月分 ( 一 月分 )	0.635 月分 ( 一 月分 )	12月期 1.350 月分 ( 0.735月分 )	0.65 月分 ( 0.325月分 )	12月期 1.375 月分 ( 0.80月分 )	0.675 月分 ( 0.325月分 )
計 2.55 月分 ( 一 月分 )	1.27 月分 ( 一 月分 )	計 2.55 月分 ( 1.375月分 )	1.30 月分 ( 0.65月分 )	計 2.60 月分 ( 1.45月分 )	1.35 月分 ( 0.65月分 )
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 0%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況

一律支給

### (2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

室 戸 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分	勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
(退職時特別昇給	無 )				
1人当たり平均支給額 (平成25年度)	18,340 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	3,759 千円	
支給職員1人当たり平均支給月額(25年度決算)	6,962 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	20.4 %	
手当の種類(手当数)	5	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象事務	左記職員に対する支給単価
防疫手当	感染症等防疫又は獣類の死体処理に従事した職員	日額 1,000円
行旅病人同死亡人取扱手当	行旅病人の救護又は移送をする作業に従事した職員	1回 1,000円
	行旅病人(無縁人骨の処理を含む。)を収容する作業に従事した職員	1回 2,000円
消防手当	火災、救助、水防等のため緊急出動した消防職員	1勤務 450円
夜間特殊手当	消防職員で深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に通信、受付等の勤務に従事した職員	2時間未満 410円 2時間以上 730円
救急出動手当	救急業務に従事した職員	1回 300円
	救急救命士として業務に従事する職員	1回 510円

(4) 時間外勤務手当(普通会計決算)

支給実績(25年度決算)	27,159 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	123 千円
支給実績(24年度決算)	26,708 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	118 千円

(5) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	国の制度との異同	支給実績 (25年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給月額 (25年度普通会計決算)
扶養手当	同	19,616 千円	17,800 円
住居手当	同	11,185 千円	21,300 円
通勤手当	一部異なる	11,599 千円	7,100 円
管理職手当	同	10,200 千円	42,500 円
休日勤務手当	同	13,116 千円	18,400 円

6 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区分		給料		月額		額等	
給料	市副市長 教 育 長	市長	660,000 円	期末 手当	(25年度支給割合)  2. 55月分		
		副市長	576,000 円				
		教 育 長	551,000 円				
	報 酬	議 長	320,000 円				
	副 議 長	280,000 円					
	議 員	260,000 円					
退職手当	市副市長 教 育 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
		市長	給料月額×勤続年数×100分の400	10,560,000 円	任期毎		
		副市長	給料月額×勤続年数×100分の300	6,912,000 円	任期毎		
	教 育 長	給料月額×勤続年数×100分の200	4,408,000 円	任期毎			

(注)1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

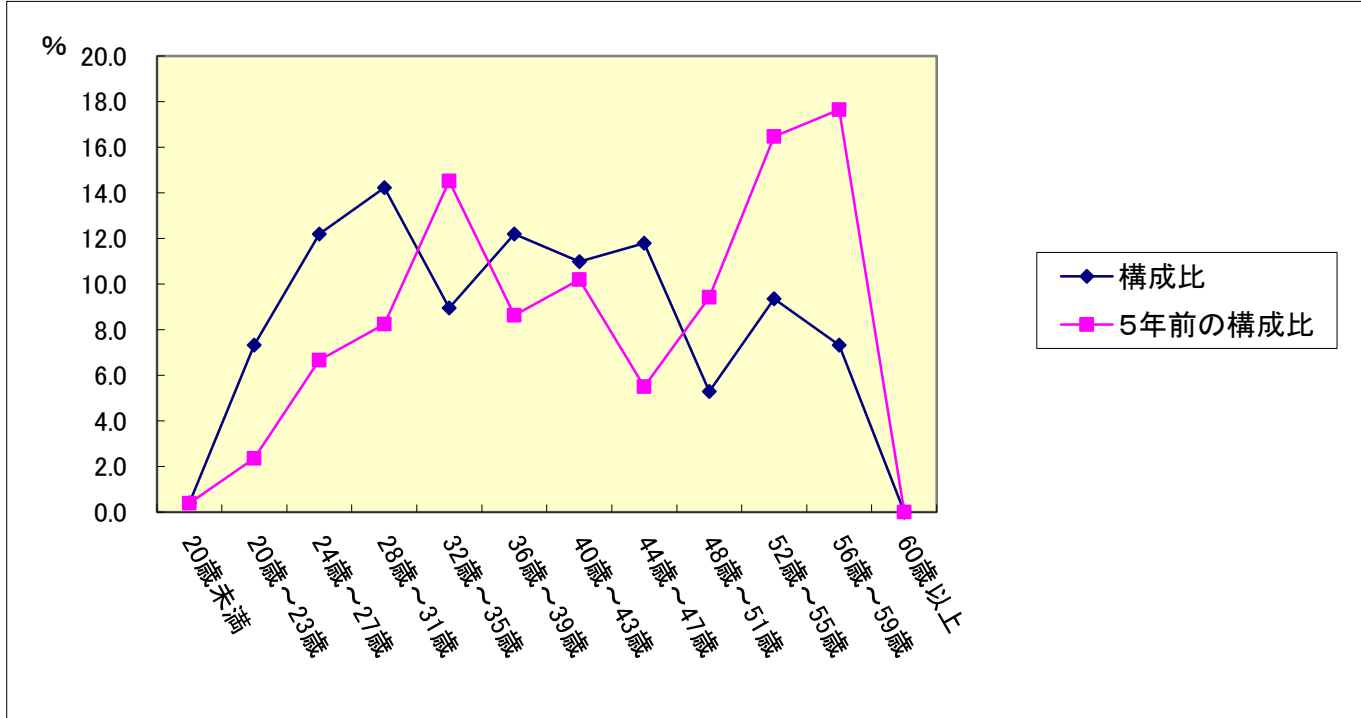
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成26年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	派遣職員の各分野への振り分けによる減員  欠員補充による増 安芸広域市町村圏事務組合への派遣、派遣引き上げの欠員補充 高知県への派遣、事業増加に伴う増 安芸広域市町村圏事務組合(東部博担当)への派遣 市営住宅耐震計画策定等による増員
		総務企画	46	47	△ 1	
		税 務	17	17	0	
		民 生	51	50	1	
		衛 生	13	11	2	
		農林水産	13	11	2	
		商 工	4	3	1	
		土 木	15	14	1	
	計	162	156	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 100人	
		教育部門	16	16	0	
	消防部門	49	49	0		
	計	65	65	0		
小計		227	221	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 143人	
等公 門 会 計 営 部 企 業 業	水 道	7	7	0	高知県後期高齢者医療広域連合への派遣による増員	
	その他(国保、介護)	12	11	1		
	小 計	19	18	1		
合 計		246	239	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 154人	
		[ 282 ]	[ 282 ]			

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	18人	30人	35人	22人	30人	27人	29人	13人	23人	18人	0人	246人

(3)職員数の推移

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	165	161	160	159	156	162	▲3 -1.8%
教育	19	19	18	17	16	16	▲3 -15.8%
消防	51	52	51	50	49	49	▲2 -3.9%
普通会計 計	235	232	229	226	221	227	▲8 -3.4%
公営企業等会計	20	20	19	18	18	19	▲1 -5.0%
総合計	255	252	248	244	239	246	▲9 -3.5%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 8 職員の勤務時間、勤務条件に関する状況

### (1)勤務時間

一週間あたり38時間45分が勤務時間であり、公務の運営上の事情により特別な形態で勤務する必要のある職員(消防職員等)を除き、月曜日から金曜日までの5日間において、1日7時間45分としております。

一般的な勤務時間は、午前8時30分～午後5時15分(休憩時間は午後0時から午後1時)となっています。

### (2)休暇

年次有給休暇として、1年に20日の休暇を付与しています。この休暇は1時間単位で取得することができます。

また、残余の休暇日数を翌年に20日を超えない範囲で繰り越すことができます。

職員の年次有給休暇の取得状況

平成25年度	平均使用日数	10.2	日
平成24年度	平均使用日数	11.3	日

この外に病気休暇、忌引、出産等の特別な事由による休暇(特別休暇)があります。

### (3)分限及び懲戒並びに服務の状況

分限処分とは、一定の事由のある場合に、職員に不利益な休職・降任・免職の処分を行うことです。

懲戒処分とは、一定の義務違反に対して、職員に戒告・減給・停職・免職の処分を行うことです。

平成25年度分限処分対象者

平成25年度懲戒処分対象者

休職処分・・・3人

該当者・・・1人

### (4)職員研修の状況

職員に知識技能等を取得させ、資質向上と勤務能率の発揮及び増進させることを目的に研修を行っています。

研修 (平成25年度実績)

区分	受講者数	内 容	具体的な研修事業名
室戸市主催研修	532	室戸市が主催し、外部講師等により職員向けに行う研修	業務改善、接遇、人事評価(被評価者)、人権研修等
	211	新採用職員から採用3年目までの職員を対象として、各課の課長等が講師として実施する研修	職場内講師研修、市長と新採用職員の意見交換会等
	143	人事評価制度導入に向けて評価者の能力の向上を図るため実施する研修	人事評価導入研修(評価者)
階層別研修	56	経験年数、役職別に、こうち人づくり広域連合が実施する研修	新採用職員、採用2・5・10・15年目職員、係長、課長補佐、課長研修等
基本研修	25		
専門研修	6	業務遂行力、個人能力向上のため、こうち人づくり広域連合が実施する研修	滞納整理事務研修、企業決算書の見方研修等
派遣研修	8	業務遂行力、個人能力向上のため、他団体が主催する研修等	文書管理の実務、地方自治体における公共用地取得の法実務、住民監査請求と住民訴訟をめぐる法実務等

### (5)職員の福祉の状況

職員の健康確保と福利厚生のために、各種検診や互助会制度による厚生事業を行っています。

また、公務上被災した職員については、地方公務員災害補償法に基づく補償が行われます。

①検診・検査(平成25年度) 定期検診・・・117人 人間ドック・・・113人

②互助会制度(平成25年度)

会員数	市の負担額	会員の掛金	事業内容
245人	4,631千円	4,630千円	医療費助成、死亡弔慰金、傷病・災害見舞金、結婚・出産等祝金、休養施設利用助成等

③公務災害の発生状況(平成25年度)・・・・・・・ 1件